

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

奈良県公安委員会規則第8号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第7号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため通行する車両又は助産師が緊急訪問を行うため通行する車両

第8条第2項中「通行禁止除外指定車標章交付申請書（別記様式第5号）」を「除外標章交付申請書（別記様式第8号）」に改め、同条第3項中「通行禁止除外指定車標章交付申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同項第1号中「が第1項第7号に掲げる車両のいずれかに該当すること」を「に係る用務」に改め、同項第2号中「係る」の次に「自動車検査証の写し又は」を加える。

第9条第2項及び第3項を削る。

第10条第1項第9号中シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケの次に次のように加える。

コ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

第10条第2項中「駐車禁止除外指定車標章交付申請書（別記様式第8号。以下「標章交付申請書」という。）」及び「標章交付申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同条第3項中「標章交付申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同項第1号ア中「が第1項第9号に掲げる車両のいずれかに該当すること」を「に係る用務」に改め、同号イ中「係る」の次に「自動車検査証の写し又は」を加え、同項第2号イを次のように改める。

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面
第10条第3項第3号イを次のように改める。

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

第10条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、除外標章記載事項変更届（別記様式第8号の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに公安委員会に届け出て、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書（別記様式第8号の3）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

第11条第1項第4号中「およそ不可能」を「困難」に改め、同号イ中「300メートル」を「100メートル」に改め、同条第2項第4号中「およそ不可能」を「困難」に改め、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同号イ中「300メートル」を「100メートル」に改め、同条第3項中「駐車許可証交付申請書」を「駐車許可申請書」に、「1通」を「2通」に改め、「警察署長」の次に「（用務の性質上、駐車しようとする場所が、奈良県内の2以上の警察署長の管轄区域にまたがる場合は、そのいずれかの場所を管轄する警察署長。以下この条において同じ。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

第11条第4項に次のただし書を加える。

ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

第11条第4項第1号中「車両の」の次に「自動車検査証の写し又は」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書面

第11条第6項中「別記様式第10号」を「別記様式第9号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第11条に次の3項を加える。

8 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、

駐車許可証記載事項変更届（別記様式第9号の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに公安委員会に届け出て、当該駐車許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記様式第9号の3）により公安委員会に駐車許可証の再交付を申請することができる。

10 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、亡失した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可証の有効期限が経過したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第5号 削除

別記様式第6号 削除

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第10条関係）

除外標章交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 8 号の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第8号の2（第10条関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号の3（第10条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号（第11条関係）

駐車許可申請書 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 警察署長 殿 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 住所（所在地） 申請者 氏名（名称） 電話 </div>			
番号標に表示されている番号			
許可を受けようとする日時期間			
許可を受けようとする場所			
許可を受けようとする理由			
第 号 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 駐 車 許 可 証 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 警 察 署 長 印 </div>		条 件	
条 件			

備考1 申請者は太枠内を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号の次に次の2様式を加える。

別記様式第9号の2（第11条関係）

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号の3（第11条関係）

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、この規則による改正後の道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）の様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則別記様式第10号による駐車許可証は、新規則別記様式第9号による駐車許可証とみなす。